

国地契第73号  
国官技第245号  
国北予第46-2号  
平成25年2月28日

国地契第73号  
国官技第179号  
国北予第63号  
平成31年3月29日  
最終改正

各地方整備局総務部長 殿  
                    企画部長 殿  
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房  
          地方課長  
          技術調査課長  
北海道局  
          予算課長

#### 施工者と契約した第三者による品質証明の試行について

工事の品質を確保するためには、施工プロセスを確認することが重要であることから、発注者及び施工者はそのための体制を整備する必要がある。

このため、発注者における品質確保体制の強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図ることを目的に、検査職員が行う検査を補助する者として、品質検査員が施工プロセス検査業務を実施する「施工プロセスを通じた検査」の試行に取り組んできたところである。

今般、施工者と契約した第三者が施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認することにより、施工者における品質確保体制の強化を図り、出来高に応じた円滑な支払いを促進するための当面の試行として、国土交通省直轄工事（港湾空港関係を除く。）の一部において、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行工事を実施することとしたので、会計法令等の他、別添の実施要領に定めるところに従い適切に実施されたい。なお、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号）について、北海道開発局においても適用するものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、平成25年3月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 この通知は、平成33年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、平成33年3月31日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例による。